

〈紹介〉

日本基督教婦人協会主催

昭和九年度婦選デー準備資料

萩原 俊彦

我が国の婦人参政権獲得運動は、大正中期以降、執拗に続けられたが、その一端をキリスト者婦人が担っていた。彼女らの代表は、

大正十年に萬国婦選大会に出席して世界の婦人と手を結び、また、国内でも婦選獲得同盟に参加して運動を活発化していた。そのうえ、キリスト者独自の運動体として、日本基督教婦人参政権協会を結成し、十月二十日のW・S 婦選デーを一大行動デーとして運動を進めたのであった。その動きは、太平洋戦争勃発の数年前まで続けられたようである。ここに紹介する三点の資料は、昭和九年の婦選デー準備のため、協会本部より岸和田基督教員山岡はる姉宅に届けられたものの一部である。往時のキリスト者婦人の社会的関心と

思想および行動力を示すものとして興味深い。

(1) 婦選デー開催依頼状(仮題)

拝啓主に在って其後益々御清祥の御こととお慶び申し上げます。扱而今年も亦来る十月廿日を参政権協会の誕生記念日としてW・S 婦選デーを挙行政致すことに定めました。全国の同志、支部皆様の御参加をお待ち申します。今更ら申す迄もなく我々が参政権獲得を目ざす主意は基督の愛を隣人にわかすこと、基督による正義を以って国を建ることであり

ます。この愛する国をより清くよりよく生ずため

に且キリスト精神を實踐にうつすにはどうし

ても我々婦人にも参政権が必要であることを全国の基督者に、わけても婦人間に徹底させ、奮起を促すべく御同様今日まで折り且つ努力して参りましたが、日頃は多忙の為にこの重大な運動もとかく怠り勝ちですが、目的の貫徹する迄毎年この日を婦選の運動日として専心この為に御努力頂きたく御賛成を願います。貴地方の参政権協会キャプテン名をお知らせ致します故その方とも御相談の上適宜御計画下さいませ。御参考までに当日の運動の案、別紙に御紹介致します故その中からお選び下さいませも結構で御座います。乍末筆貴支部皆様の上に御祝福を祈ります。草々

昭和九年九月

日本基督教婦人参政権協合理事長 久布白落実

同 婦人矯風会法律部長 千本木道子

支部長様

法律部長様

(2) W・S 婦選デー参考案

一、講演会 法律家或は基督教の立場より牧師其他婦人でもこの問題に御理解ある方々の御話をきくこと、大講演でもよし、或は会員だけでおききになってもよろしう御座

います。

二、座談会 御会主催にてこの問題の下に、法律家、牧師、婦人会長其他適當なる人々を招き御食事でもよし、お茶でもよし御一緒にしながら話し合われること。

三、訪問 新聞社を訪問されて当日の新聞に婦選に関する記事を載せて貰ふやう依頼すること。牧師、教会婦人会長、伝道師の方を訪問賛成署名をとること。家庭を訪問会員募集をなすこと。

附 △封入のパンフレットを適當に生かして御使用下さい。不足の場合は送ります。

△当日訪問の際でも集合の際でもよし一人一錢をこの運動の為に献金して頂き御送附願へれば幸いです。

△当日の運動状況はすぐその場で葉書にてもよろしく当方迄御通知下さい。

(原文ガリ刷り)

(3) W・S 婦選デー、基督者婦人と参政権
何故の要求か

一、基督者も法治国の一員である、其同じ一員である基督者女性が一町村、一縣、一國の動きを左右する政治、法律に関し、理解と同情をもって行動することは當然の事であるまいか。

一、法治国に於ける唯一の意志表示は一票である。全国卅萬の基督者が、我國の國是に對して時々刻々の意志表示を為す時、其半数十五萬の女性は理解と同情を以て其票數を二倍にする必要はないのであろうか。

一、社会正義を樹立する為め、我等基督者女性は法治国の一員として多くの社会的不法不義を正す為めに一票をもって立つ可きではないのであろうか。売淫の公認に對し、酒類の無制限販売に對し、平和の要求に對し、母性の保護に對し等々。最近驚く可き報道が与えられて居る。大正十五年中に彼の出獄人保護の先達原胤昭氏は一ケ年間に親子心中の為に逝きし者五〇〇人と報ぜられた。其後同氏の息原泰一氏は中央社会事業協会主事として其後三ケ年間即ち昭和二年六月より五年六月までの親子心中を報じて三八九件、一〇三九人と云はれた。其後いよゝ問題が重要視せられて、全国方面委員連盟は其後四ケ年即ち昭和五年七月より同九年六月までに東京、大阪の朝日毎日兩新聞社の報道を基礎として其總數一〇〇八件、二七八一人と報道した。この八ケ

年の報道を通算すれば、八ケ年間の人數実に四三二〇人であつて将さに八ケ年間毎年五四〇人平均に、毎日一人半の割合にこの悲惨事が行はれつづけた事實である。これが為めに、救護法の適用、方面委員の活動、凡ゆる私設社会事業家の活躍も未だ及び切れぬ時、我等キリスト者婦人も亦立つて更に母子保護の為め國法の発動を促す必要はあるまいか、我等は神を信じキリストに従ふものとしてこの國を神の御國と為さるが為めに、法治国に於ける唯一の武器である一票の權利を要求する。然かも團結は力である團結の力は訓練にある我等主にあたる女性はこの貴き一票の力を訓練と團結によりて其与へられし日を早くし、且つ其日の為めに備へようではないか、敢て一考を与へられん事を祈る次第である。

昭和九年(一九三四年)九月十二日

日本基督教婦人参政権協會

東京市淀橋市百人町三ノ三六〇

婦人矯風会内

電話四谷五八五〇番

(原文活版刷り、パンフレット形式)

(香里中高教諭・社会)